

大津市広告入り窓口封筒無償提供取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大津市広告掲載要綱（平成19年1月1日施行。以下「要綱」という。）に基づき、広告入り窓口封筒（以下「封筒」という。）の製作及び提供について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告入り窓口封筒 来庁者が各種証明書の持ち帰り用として利用するもので、第3条で定める場所に設置するものであって、かつ広告が掲載されたものをいう。
- (2) 製作 掲載広告のデザインの立案並びに封筒の印刷及び封筒の作成をいう。
- (3) 広告主 封筒に広告を掲載しようとする者をいう。
- (4) 無償提供者 広告主の募集及び封筒を製作し、無償で提供する者をいう。

(設置場所)

第3条 提供を受けた封筒は、戸籍住民課、保険年金課、市民税課並びに各支所の各種証明書発行事務等を行う施設の窓口等に設置するものとする。

(設置期間)

第4条 封筒の設置期間は、原則として3年間とする。ただし、無償提供者と協議のうえ、設置期間を変更することができる。

(製作上の注意事項)

第5条 無償提供者は、広告主に対し自らが広告の募集者であることを明確にし、市が広告の募集者であるかのような誤解を受けることのないようにしなければならない。

- 2 無償提供者は、市の業務内容等を封筒に掲載する場合は、市の指示に従うものとする。

(封筒の仕様)

第6条 封筒の仕様、広告の規格、掲載位置等広告掲載に関する仕様は、別途募集要項で定める。

(広告主の優先順位)

第7条 無償提供者は次の各号に掲げる広告主について、上位の号から優先して広告主を決定するものとする。

- (1) 市内に本社、支店、営業所、店舗等を有する企業及び事業者等
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公益法人及びこれに類するもの
- (3) 第1号に掲げる以外の企業・事業者等

(広告内容)

第 8 条 封筒に掲載できる広告は、要綱第 3 条及び大津市広告掲載基準の規定を満たさなければならない。

2 無償提供者は市の窓口業務の遂行に支障を及ぼすおそれのある広告を掲載してはならない。

(募集及び応募方法)

第 9 条 無償提供者の募集は、市ホームページへの掲載等により行うものとする。

2 募集内容及び応募方法は、別途募集要項で定める。

(審査及び決定)

第 10 条 前条の公募に対して応募があった場合は、大津市広告入り窓口封筒無償提供審査会にて、業務実績、提案内容、信頼性等を総合的に評価し、無償提供者を決定するものとする。

(確認書の締結)

第 11 条 市は無償提供者から封筒の提供を受けるときは、封筒の製作及び提供に関して、市と無償提供者双方で確認書を取り交わさなければならない。

2 確認書の締結に要する費用は、無償提供者が負担するものとする。

(苦情処理等)

第 12 条 無償提供者は、要綱第 10 条の規定により、当該広告に関する一切の責任を負い、速やかに苦情等の解決にあたることとする。

2 無償提供者は、広告主及び広告内容が基準に定める内容等に問題が生じた場合には、速やかに市に文書で報告するとともに、当該封筒を回収し代替の封筒を市に提供しなければならない。

3 封筒の提供後に生じた事情により、市長が封筒の使用について不相当と認めたときは、当該封筒の使用を取り止めるものとする。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

付則

この要領は、平成 22 年 11 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。